

「会計参与の行動指針」の改正 新旧対照表

平成 26 年 3 月 24 日

会計参与の行動指針（平成 23 年 10 月 14 日改正）を次のように改正する。

新	旧
<p style="text-align: center;">会計参与の行動指針</p> <p style="text-align: right;">平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 5 月 25 日 改正 平成 20 年 7 月 9 日 改正 平成 21 年 8 月 10 日 改正 平成 22 年 7 月 7 日 改正 平成 23 年 10 月 14 日 最終改正 平成 26 年 3 月 24 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p>	<p style="text-align: center;">会計参与の行動指針</p> <p style="text-align: right;">平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 5 月 25 日 改正 平成 20 年 7 月 9 日 改正 平成 21 年 8 月 10 日 改正 平成 22 年 7 月 7 日 最終改正 平成 23 年 10 月 14 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p>
<p>参考 5 .「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表</p>	<p>参考 5 .「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表</p>
<p>(1) 処理方法</p>	<p>(1) 処理方法</p>
<p>〔金銭債権〕 1 - 1（貸借対照表価額） 金銭債権（受取手形、売掛金、貸付金その他の債権）<u>については、その取得価額を付し、取立不能のおそれがある場合には取立不能見込額を控除する形式で計上しているか。</u></p>	<p>〔金銭債権〕 1 - 1（貸借対照表価額） 金銭債権（受取手形、売掛金、貸付金その他の債権）<u>の取得価額が債権金額と異なる場合は、取得価額を付しているか。</u></p>

新	旧
<p>〔貸倒損失・貸倒引当金〕</p> <p>2 - 2 (貸倒引当金)</p> <p>金銭債権について、取立不能のおそれがある場合には、以下の区分に応じて取立不能見込額を貸倒引当金として計上しているか。</p> <p><u>一般債権</u> <u>債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により算定しているか(貸倒実績率法)。</u></p> <p>貸倒懸念債権 経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権は、債権金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定しているか。</p> <p>破産更生債権等 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権は、債権金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を取立不能額としているか。</p>	<p>〔貸倒損失・貸倒引当金〕</p> <p>2 - 2 (貸倒引当金)</p> <p>金銭債権について、取立不能のおそれがある場合には、以下の区分に応じて取立不能見込額を貸倒引当金として計上しているか。</p> <p>貸倒懸念債権 経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権は、債権金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定しているか。</p> <p>破産更生債権等 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権は、債権金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を取立不能額としているか。</p> <p><u>一般債権</u> <u>債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により算定しているか(貸倒実績率法)。</u></p>
<p>2 - 3 (法人税法規定による計上)</p> <p><u>平成 23 年度税制改正(平成 23 年 12 月改正)前の法人税法の区分に基づいて算定される</u>繰入限度額相当額を計上している場合、<u>取立不能見込額</u></p>	<p>2 - 3 (法人税法規定による計上)</p> <p><u>法人税法規定の</u>繰入限度額相当額を計上している場合、<u>会計上の一般債権に対する引当金</u>を明らかに下回っていないか。</p>

新	旧
<p>を明らかに下回っていないか。</p>	
<p>〔有価証券〕 3 - 7 (その他有価証券の評価 - 市場価格のあるもの) 市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額(税効果考慮後の額)は<u>全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理</u>しているか。 <u>全部純資産直入法：評価差額(税効果考慮後の額)の合計額を純資産の部に計上する方法</u> <u>部分純資産直入法：時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額(税効果考慮後の額)は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として計上する方法</u></p> <p>なお、債券については、取得価額と債券金額の差額が金利調整と認められる場合、償却原価法により処理したうえで、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額の処理を行っているか。</p> <p>市場価格のあるその他有価証券について取得原価をもって貸借対照表価額としている場合、保有額が多額でないことによるものか。</p>	<p>〔有価証券〕 3 - 7 (その他有価証券の評価 - 市場価格のあるもの) 市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額(税効果考慮後の額)は<u>純資産の部に計上</u>しているか。</p> <p>なお、債券については、取得価額と債券金額の差額が金利調整と認められる場合、償却原価法により処理したうえで、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額の処理を行っているか。</p> <p>市場価格のあるその他有価証券について取得原価をもって貸借対照表価額としている場合、保有額が多額でないことによるものか。</p>
<p>3 - 9 (有価証券の減損) 市場価格のある有価証券は、その時価が、50%程度以上下落した場合(回復する見込みがあると認められる場合を除く。)時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失としているか。</p> <p>市場価格のない<u>株式</u>は、<u>発行会社の財政状態の悪化により</u>その実質価額</p>	<p>3 - 9 (有価証券の減損) 市場価格のある有価証券は、その時価が、50%程度以上下落した場合(回復する見込みがあると認められる場合を除く。)時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失としているか。</p> <p>市場価格のない<u>有価証券</u>は、その実質価額が50%程度以上低下した場合</p>

新	旧
<p>が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合(回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除く) 当該実質価額をもって貸借対照表価額としているか。</p> <p>なお、法人税法の取扱いに従って有価証券の減損処理を行っている場合、上記の処理に拠った場合と比べて重要な差異がないことによるものか。</p>	<p>(回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除く) 当該実質価額をもって貸借対照表価額としているか。</p> <p>なお、法人税法の取扱いに従って有価証券の減損処理を行っている場合、上記の処理に拠った場合と比べて重要な差異がないことによるものか。</p>
<p>〔棚卸資産〕 4 - 1 (棚卸資産の評価基準)</p> <p><u>棚卸資産は、原則として取得原価を貸借対照表価額としているか。また、</u>期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合、時価をもって貸借対照表価額としているか。</p> <p>原則として、正味売却価額(売却市場における時価から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除した金額)を時価としているか。</p> <p>次の事実が生じた場合には、その事実を反映させて帳簿価額を切り下げているか。</p> <p>棚卸資産について、災害により著しく損傷したとき 著しく陳腐化したとき 上記に準ずる特別の事実が生じたとき</p>	<p>〔棚卸資産〕 4 - 1 (棚卸資産の評価基準)</p> <p>期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合、時価をもって貸借対照表価額としているか。</p> <p>原則として、正味売却価額(売却市場における時価から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除した金額)を時価としているか。</p> <p>次の事実が生じた場合には、その事実を反映させて帳簿価額を切り下げているか。</p> <p>棚卸資産について、災害により著しく損傷したとき 著しく陳腐化したとき 上記に準ずる特別の事実が生じたとき</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>〔経過勘定等〕</u> <u>5 - 3 (その他の項目)</u> <u>立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なものについては、適正な項目を付して資産又は負債として計上し、また、当期の費用又は収</u></p>

新	旧
	<p><u>益とすべき金額については適正な項目に計上して費用又は収益として処理しているか。</u></p>
<p>〔立替金・仮払金・仮受金等〕 <u>6 - 1 (科目の振替)</u> <u>立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なものについては、適当な項目を付して資産又は負債として計上し、また、当期の費用又は収益とすべき金額については、適正な項目に計上して費用又は収益として処理しているか。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>〔固定資産〕 <u>7 - 1 (減価償却)</u> 定率法、定額法又はその他の方法に従い、每期継続して、<u>耐用年数にわたり</u>規則正しく減価償却を行っているか。 法人税法の規定により減価償却を行う場合、償却限度額をもって償却額としているか(償却限度額未満の計上は認められないので留意する。)</p>	<p>〔固定資産〕 <u>6 - 1 (減価償却)</u> 定率法、定額法又はその他の方法に従い、每期継続して規則正しく減価償却を行っているか。 法人税法の規定により減価償却を行う場合、償却限度額をもって償却額としているか(償却限度額未満の計上は認められないので留意する。)</p>
<p><u>7 - 2 (特別償却)</u> (略)</p>	<p><u>6 - 2 (特別償却)</u> (略)</p>
<p><u>7 - 3 (圧縮記帳)</u> 固定資産の圧縮記帳の会計処理は、原則として、<u>国庫補助金や保険金等を損益計算上、収益として計上し、</u>その他利益剰余金の区分において圧縮額から繰延税金負債を控除した純額を<u>圧縮積立金</u>として計上しているか。 <u>減価償却資産については、その耐用年数にわたり、減価償却に対応して、</u></p>	<p><u>6 - 3 (圧縮記帳)</u> 固定資産の圧縮記帳の会計処理は、原則として、その他利益剰余金の区分における<u>積立て及び取崩しにより、</u>圧縮額から繰延税金負債を控除した純額を積立金として計上しているか。</p>

新	旧
<p><u>また、非減価償却資産については、譲渡時に圧縮積立金を取崩しているか。</u></p> <p><u>なお、次に掲げる資産は固定資産の取得価額から直接減額する方式による圧縮記帳をすることができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国庫補助金、工事負担金等により取得した資産 2 交換により取得した資産 3 <u>収用等及び特定の資産の買換えで交換に準ずると認められるものにより取得した資産</u> 	<p><u>ただし、次に掲げる資産は直接減額方式による圧縮記帳をすることができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国庫補助金、工事負担金等により取得した資産 2 交換により取得した資産 3 <u>収用等により取得した資産</u> 4 <u>特定の資産の買換えで交換に準ずると認められるものにより取得した資産</u>
<p><u>7 - 4 (固定資産の減損)</u></p> <p><u>次の1、2のいずれかに該当し、かつ、時価が著しく下落しているものは、減損処理をしているか。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 固定資産としての機能を有していても将来使用の見込みが客観的にないこと <u>(資産が相当期間遊休状態にあれば、通常、将来使用の見込みがないことと判断される。)</u> 2 固定資産の用途を転用したが採算が見込めないこと 	<p><u>6 - 4 (固定資産の減損)</u></p> <p><u>次に掲げる項目に該当し、かつ時価が著しく下落しているものは、減損処理をしているか。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 固定資産としての機能を有していても将来使用の見込みが客観的にないこと 2 固定資産の用途を転用したが採算が見込めないこと
<p><u>7 - 5 (ソフトウェアの償却)</u></p> <p><u>社内利用のソフトウェア(その利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合)や市場販売目的のソフトウェアの制作費(研究開発費に該当する部分を除く。)</u>は無形固定資産に計上し、合理的な方法で償却しているか。</p> <p>ただし、法人税法の定める償却方法を採用することができる。</p>	<p><u>6 - 5 (ソフトウェアの償却)</u></p> <p>社内利用のソフトウェアや市場販売目的のソフトウェアの制作費は無形固定資産に計上し、合理的な方法で償却しているか。</p> <p>ただし、法人税法の定める償却方法を採用することができる。</p>
<p><u>7 - 6 (販売使用見込のないソフトウェア)</u></p>	<p><u>6 - 6 (販売使用見込のないソフトウェア)</u></p>

新	旧
(略)	(略)
7 - 7 (ゴルフ会員権の減損) (略)	6 - 7 (ゴルフ会員権の減損) (略)
7 - 8 (預託保証金の減損) (略)	6 - 8 (預託保証金の減損) (略)
〔繰延資産〕	〔繰延資産〕
8 - 1 (繰延資産の計上) (略)	7 - 1 (繰延資産の計上) (略)
8 - 2 (税法固有の繰延資産) (略)	7 - 2 (税法固有の繰延資産) (略)
8 - 3 (償却額・償却期間) (略)	7 - 3 (償却額・償却期間) (略)
8 - 4 (研究開発費) (略)	7 - 4 (研究開発費) (略)
8 - 5 (繰延資産の一時償却) (略)	7 - 5 (繰延資産の一時償却) (略)
〔金銭債務〕	〔金銭債務〕
9 - 1 (貸借対照表価額) (略)	8 - 1 (貸借対照表価額) (略)
9 - 2 (社債) (略)	8 - 2 (社債) (略)
〔引当金〕	〔引当金〕
10 - 1 (引当金の設定要件) (略)	9 - 1 (引当金の設定要件) (略)
10 - 2 (引当金の繰入計上) (略)	9 - 2 (引当金の繰入計上) (略)

新	旧
<p><u>10</u> - 3 (賞与引当金)</p> <p>(略)</p>	<p><u>9</u> - 3 (賞与引当金)</p> <p>(略)</p>
<p><u>10</u> - 4 (役員賞与引当金)</p> <p><u>役員賞与は発生した会計期間の費用として処理しているか。また、当期の職務に係る役員賞与の支給を翌期に開催される株主総会において決議する場合には、その決議事項とする額又はその見込額を、原則として、引当金に計上しているか。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>〔退職給付債務・退職給付引当金〕</p> <p><u>11</u> - 1 (確定給付型退職給付制度の場合)</p> <p>就業規則等の定めに基づく退職一時金、厚生年金基金及び確定給付企業年金の退職給付制度を採用している場合、次のいずれかの方法により退職給付引当金を計上しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務として、退職給付引当金を計上する(簡便法)。 2 退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想残存勤務<u>期間</u>に基づいて割引計算した退職給付債務に、未認識過去勤務<u>費用</u>及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付引当金として計上する(原則法)。 	<p>〔退職給付債務・退職給付引当金〕</p> <p><u>10</u> - 1 (確定給付型退職給付制度の場合)</p> <p>就業規則等の定めに基づく退職一時金、厚生年金基金、<u>適格退職年金</u>及び確定給付企業年金の退職給付制度を採用している場合、次のいずれかの方法により退職給付引当金を計上しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務として、退職給付引当金を計上する(簡便法)。 2 退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想残存勤務<u>年数</u>に基づいて割引計算した退職給付債務に、未認識過去勤務<u>債務</u>及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付引当金として計上する(原則法)。 <p><u>なお、2で、企業年金制度移行による年金資産がある場合、退職給付債務から当該金額を控除した額を計上すべき退職給付引当金とする。</u></p>
<p><u>11</u> - 2 (退職金規定がなく支払合意もない場合)</p> <p>退職金の支給実績があり、将来においても支給する見込みが高く、かつ、その金額が合理的に見積ることができる場合には、重要性がない場合を除き、<u>退職給付</u>引当金を計上しているか。</p>	<p><u>10</u> - 2 (退職金規定がなく支払合意もない場合)</p> <p>退職金の支給実績があり、将来においても支給する見込みが高く、かつ、その金額が合理的に見積ることができる場合には、重要性がない場合を除き、引当金を計上しているか。</p>

新	旧
<p>11 - 3 (適用時差異特則) (略)</p>	<p>10 - 3 (適用時差異督促) (略)</p>
<p>11 - 4 (適用時差異の注記) (略)</p>	<p>10 - 4 (適用時差異の注記) (略)</p>
<p>11 - 5 (中小企業退職金共済制度等) (略)</p>	<p>10 - 5 (中小企業退職金共済制度等) (略)</p>
<p>〔税金費用・税金債務〕 12 - 1 (法人税、住民税及び事業税) (略)</p>	<p>〔退職給付債務・退職給付引当金〕 11 - 1 (確定給付型退職給付制度の場合) (略)</p>
<p>12 - 2 (課税標準の算定) <u>法人税、住民税及び事業税を算定するための課税標準は、税引前の当期純利益に対し、税法特有の調整項目を加算・減算して算定しているか。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>12 - 3 (消費税等の会計処理) <u>消費税等については、原則として税抜方式を適用しているか。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>〔税効果会計〕 13 - 1 (税効果会計) 一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がある場合、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しているか。 <u>将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金については、一時差異と同様に取り扱っているか。</u> ただし、一時差異の金額に重要性がない場合は、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。</p>	<p>〔税効果会計〕 13 - 1 (税効果会計) 一時差異の金額に重要性がある場合、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しているか。 ただし、一時差異の金額に重要性がない場合は、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。</p>

新	旧
<p><u>13</u> - 2 (繰延税金資産の回収可能性) (略)</p>	<p><u>12</u> - 2 (繰延税金資産の回収可能性) (略)</p>
<p><u>13</u> - 3 (回収可能性の判断) (略)</p>	<p><u>12</u> - 3 (回収可能性の判断) (略)</p>
<p>〔収益・費用の計上〕 <u>14</u> - 1 (網羅性と収益費用の対応) (略)</p>	<p>〔収益・費用の計上〕 <u>13</u> - 1 (網羅性と収益費用の対応) (略)</p>
<p><u>14</u> - 2 (収益・費用の認識基準) (略)</p>	<p><u>13</u> - 2 (収益・費用の認識基準) (略)</p>
<p><u>14</u> - 3 (収益認識) 収益は、<u>収入(将来入金するものを含む。)</u>に基づいた金額で商品等の販売や役務の給付を行なった時に計上し、各取引の実態に応じて、販売の事実を認識する時点を選択しているか。</p>	<p><u>13</u> - 3 (収益認識) 収益は、商品等の販売や役務の給付に基づき認識し、各取引の実態に応じて、販売の事実を認識する時点を選択しているか。</p>
<p><u>14</u> - 4 (工事契約(受注制作のソフトウェアを含む。)) (略)</p>	<p><u>13</u> - 4 (工事契約(受注制作のソフトウェアを含む。)) (略)</p>
<p><u>14</u> - 5 (費用認識) (略)</p>	<p><u>13</u> - 5 (費用認識) (略)</p>
<p>〔リース取引〕 <u>15</u> - 1 (網羅性と収益費用の対応) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(<u>ファイナンス・リース取引のうち</u>、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引)を行っている場合、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っているか。 <u>ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。</u></p>	<p>〔リース取引〕 <u>14</u> - 1 (網羅性と収益費用の対応) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引)を行っている場合、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っているか。</p>

新	旧
<p><u>15 - 2 (所有権移転外ファイナンス・リース取引の減価償却)</u> <u>リース資産の償却年数は、原則としてリース期間によっているか。</u></p> <p><u>リース資産の償却方法は、定額法、級数法、生産高比例法等から企業の実態に応じたものを選択適用しているか。</u></p>	(新 設)
<p><u>15 - 3(所有権移転外ファイナンス・リースのリース料支払時の会計処理)</u> <u>リース料の支払時には、支出する現金預金を元本と支払利息の支払いに区分しているか。</u></p>	(新 設)
<p><u>15 - 4 (例外)</u> 通常賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行った場合には、<u>重要性がない場合を除き、</u>未経過リース料を注記しているか。</p>	<p><u>14 - 2 (例外)</u> 通常賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行った場合には、未経過リース料を注記しているか。</p>
<p>〔外貨建取引等〕 <u>16 - 1 (外貨建取引)</u> (略)</p>	<p>〔外貨建取引等〕 <u>15 - 1 (外貨建取引)</u> (略)</p>
<p><u>16 - 2 (決算時の処理外貨建金銭債権債務等)</u> (略)</p>	<p><u>15 - 2 (決算時の処理外貨建金銭債権債務等)</u> (略)</p>
<p><u>16 - 3 (満期保有目的の外貨建債券)</u> (略)</p>	<p><u>15 - 3 (満期保有目的の外貨建債券)</u> (略)</p>
<p><u>16 - 4 (外貨建子会社株式及び関連会社株式)</u> <u>外貨建子会社株式及び関連会社株式については、取得時の為替相場による円換算額を付しているか。</u></p>	(新 設)

新	旧
<p>16 - 5 (その他の外貨建有価証券の換算) 外貨建売買目的有価証券及びその他有価証券(時価のないものを含む。) については、外国通貨による時価(時価のないものについては取得原価) を決算時の為替相場により円換算した額を付しているか。</p>	<p>15 - 4 (その他の外貨建有価証券の換算) 外貨建売買目的有価証券、その他有価証券(時価のないものを含む。) 及び評価損を計上した有価証券については、外国通貨による時価(時価の ないものについては取得原価)を決算時の為替相場により円換算した額を 付しているか。</p>
<p>16 - 6 (評価損を計上した有価証券) 外貨建有価証券について時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下 により評価額の引下げが求められる場合には、外国通貨による時価又は実 質価額を決算時の為替相場により円換算額した額を付しているか。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>16 - 7 (法人税法上の取扱いとの調整) (略)</p>	<p>15 - 5 (法人税法上の取扱いとの調整) (略)</p>
<p>16 - 8 (ヘッジ会計の適用) (略)</p>	<p>15 - 6 (ヘッジ会計の適用) (略)</p>
<p>16 - 9 (振当処理) (略)</p>	<p>(振当処理) (略)</p>
<p>〔組織再編の会計〕 17 - 1 (企業結合会計) (略)</p>	<p>〔組織再編の会計〕 16 - 1 (企業結合会計) (略)</p>
<p>17 - 2 (資産及び負債の受入れ価額) (略)</p>	<p>16 - 2 (資産及び負債の受入れ価額) (略)</p>
<p>17 - 3 (事業分離会計) (略)</p>	<p>16 - 3 (事業分離会計) (略)</p>
<p>(2) 計算書類に関する表示</p>	<p>(2) 計算書類に関する表示</p>
<p>18 - 1 (金額の表示単位)</p>	<p>17 - 1 (金額の表示単位)</p>

新	旧
(略)	(略)
〔貸借対照表〕 19 - 1 (区分) (略)	〔貸借対照表〕 18 - 1 (区分) (略)
〔資産の部〕 19 - 2 (区分) (略)	〔資産の部〕 18 - 2 (区分) (略)
〔流動資産〕 19 - 3 (区分) (略)	〔流動資産〕 18 - 3 (区分) (略)
19 - 4 (繰延税金資産等の表示) (略)	18 - 4 (繰延税金資産等の表示) (略)
〔固定資産〕 19 - 5 (区分) (略)	〔固定資産〕 18 - 5 (区分) (略)
〔有形固定資産〕 19 - 6 (区分) (略)	〔有形固定資産〕 18 - 6 (区分) (略)
19 - 7 (有形固定資産に対する減価償却累計額の表示) (略)	18 - 7 (有形固定資産に対する減価償却累計額の表示) (略)
19 - 8 (有形固定資産に対する減損損失累計額の表示) (略)	18 - 8 (有形固定資産に対する減損損失累計額の表示) (略)
〔無形固定資産〕 19 - 9 (区分) (略)	〔無形固定資産〕 18 - 9 (区分) (略)
19 - 10 (無形固定資産の表示)	18 - 10 (無形固定資産の表示)

新	旧
(略)	(略)
<p>〔投資その他の資産〕</p> <p><u>19</u> - 11 (区分)</p> <p>次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって投資その他の資産に記載しているか。</p> <p>1 関係会社の株式(売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。) その他流動資産に属しない有価証券</p> <p>2 出資金</p> <p>3 長期貸付金</p> <p><u>4</u> 前払年金費用</p> <p><u>5</u> 次に掲げる繰延税金資産</p> <p>(1)有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産</p> <p>(2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、1年以内に 取り崩されると認められないもの</p> <p><u>6</u> 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち流動資産に掲げるもの以外のもの</p> <p><u>7</u> 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち流動資産に掲げるもの以外のもの</p> <p><u>8</u> その他の資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの</p> <p><u>9</u> その他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの</p>	<p>〔投資その他の資産〕</p> <p><u>18</u> - 11 (区分)</p> <p>次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって投資その他の資産に記載しているか。</p> <p>1 関係会社の株式(売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。) その他流動資産に属しない有価証券</p> <p>2 出資金</p> <p>3 長期貸付金</p> <p><u>4</u> 次に掲げる繰延税金資産</p> <p>(1)有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産</p> <p>(2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、1年以内に 取り崩されると認められないもの</p> <p><u>5</u> 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち流動資産に掲げるもの以外のもの</p> <p>6 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち流動資産に掲げるもの以外のもの</p> <p><u>7</u> その他の資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの</p> <p><u>8</u> その他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの</p>
<p><u>19</u> - 12 (関係会社株式等の表示)</p> <p>(略)</p>	<p><u>18</u> - 12 (関係会社株式等の表示)</p> <p>(略)</p>
<p><u>19</u> - 13 (繰延税金資産等の表示)</p> <p>(略)</p>	<p><u>18</u> - 13 (繰延税金資産等の表示)</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>〔繰延資産〕</p> <p>19 - 14 (区分)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p>〔繰延資産〕</p> <p>18 - 14 (区分)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>
<p>19 - 15 (繰延資産の表示)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p>18 - 15 (繰延資産の表示)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>
<p>〔資産に係る引当金〕</p> <p>19 - 16 (貸倒引当金等の表示)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p>〔資産に係る引当金〕</p> <p>18 - 16 (貸倒引当金等の表示)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>
<p>〔負債の部〕</p> <p>19 - 17 (区分)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p>〔負債の部〕</p> <p>18 - 17 (区分)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>
<p>〔流動負債〕</p> <p>19 - 18 (区分)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p>〔流動負債〕</p> <p>18 - 18 (区分)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>
<p>〔固定負債〕</p> <p>19 - 19 (区分)</p> <p>次に掲げる負債は、当該負債の名称を付した項目をもって固定負債に記載しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社債 2 長期借入金 3 引当金 (資産に係る引当金、流動負債に掲げる引当金 <u>及び4に掲げる退職給付引当金</u>を除く。) <u>4 退職給付引当金</u> <u>5</u> 次に掲げる繰延税金負債 <p>(1)有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債</p>	<p>〔固定負債〕</p> <p>18 - 19 (区分)</p> <p>次に掲げる負債は、当該負債の名称を付した項目をもって固定負債に記載しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社債 2 長期借入金 3 引当金 (資産に係る引当金 <u>及び</u>流動負債に掲げる引当金を除く。) <p><u>4</u> 次に掲げる繰延税金負債</p> <p>(1)有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債</p>

新	旧
<p>(2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、1年内に取り崩されると認められないもの</p> <p><u>6</u> のれん</p> <p><u>7</u> ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、流動負債に掲げるもの以外のもの</p> <p><u>8</u> 資産除去債務のうち、流動負債に掲げるもの以外のもの</p> <p><u>9</u> その他の負債であって、流動負債に属しないもの</p>	<p>(2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、1年内に取り崩されると認められないもの</p> <p><u>5</u> のれん</p> <p><u>6</u> ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、流動負債に掲げるもの以外のもの</p> <p><u>7</u> 資産除去債務のうち、流動負債に掲げるもの以外のもの</p> <p><u>8</u> その他の負債であって、流動負債に属しないもの</p>
<p>〔純資産の部〕</p> <p><u>19</u> - 20 (区分)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p>〔純資産の部〕</p> <p><u>18</u> - 18 (区分)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>
<p><u>19</u> - 21 (株主資本の区分)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p><u>18</u> - 21 (株主資本の区分)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>
<p><u>19</u> - 22 (資本剰余金の区分)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p><u>18</u> - 22 (資本剰余金の区分)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>
<p><u>19</u> - 23 (利益剰余金の区分)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p><u>18</u> - 23 (利益剰余金の区分)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>
<p><u>19</u> - 24 (評価・換算差額等の区分)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p><u>18</u> - 24 (評価・換算差額等の区分)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>
<p><u>19</u> - 25 (新株予約権)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p><u>18</u> - 25 (新株予約権)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>
<p>〔損益計算書〕</p> <p><u>20</u> - 1 (区分)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p>〔損益計算書〕</p> <p><u>19</u> - 1 (区分)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>
<p><u>20</u> - 2 (特別利益)</p> <p>特別利益に属する利益は、固定資産売却益、前期損益修正益、<u>負ののれ</u></p>	<p><u>19</u> - 2 (特別利益)</p> <p>特別利益に属する利益は、固定資産売却益、前期損益修正益、その他の</p>

新	旧
<p>ん発生益その他の項目の区分に従い、細分しているか。 ただし、その金額が重要でないものについては、当該利益を細分しないこととすることができる。</p>	<p>項目の区分に従い、細分しているか。 ただし、その金額が重要でないものについては、当該利益を細分しないこととすることができる。</p>
<p>20 - 3 (特別損失) (略)</p>	<p>19 - 3 (特別損失) (略)</p>
<p>20 - 4 (売上総利益金額) (略)</p>	<p>19 - 4 (売上総利益金額) (略)</p>
<p>20 - 5 (営業損益金額) (略)</p>	<p>19 - 5 (営業損益金額) (略)</p>
<p>20 - 6 (経常損益金額) (略)</p>	<p>19 - 6 (経常損益金額) (略)</p>
<p>20 - 7 (税引前当期純損益金額) (略)</p>	<p>19 - 7 (税引前当期純損益金額) (略)</p>
<p>20 - 8 (税等) (略)</p>	<p>19 - 8 (税等) (略)</p>
<p>20 - 9 (当期純損益金額) (略)</p>	<p>19 - 9 (当期純損益金額) (略)</p>
<p>〔株主資本等変動計算書〕</p>	<p>〔株主資本等変動計算書〕</p>
<p>21 - 1 (区分) (略)</p>	<p>20 - 1 (区分) (略)</p>
<p>21 - 2 (株主資本の区分) (略)</p>	<p>20 - 2 (株主資本の区分) (略)</p>
<p>21 - 3 (資本剰余金の区分) (略)</p>	<p>20 - 3 (資本剰余金の区分) (略)</p>
<p>21 - 4 (利益剰余金の区分)</p>	<p>20 - 4 (利益剰余金の区分)</p>

新	旧
(略)	(略)
<p><u>21</u> - 5 (評価・換算差額等の区分)</p> <p>評価・換算差額等の項目を細分している場合、次に掲げる項目その他適当な名称を付しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益 3 土地再評価差額金 	<p><u>20</u> - 5 (評価・換算差額等の区分)</p> <p>評価・換算差額等の項目を細分している場合、次に掲げる項目その他適当な名称を付しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益 3 土地再評価差額金 <u>4 為替換算調整勘定</u>
<p><u>21</u> - 6 (新株予約権)</p> <p>(略)</p>	<p><u>20</u> - 6 (新株予約権)</p> <p>(略)</p>
<p><u>21</u> - 7 (変動事由の記載)</p> <p>資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式に係る項目は、それぞれ当期首残高、当期変動額及び当期末残高を記載し、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしているか。</p> <p><u>変動事由には、当期純利益(又は当期純損失)を記載しているか。</u></p> <p>評価・換算差額等、新株予約権に係る項目は、それぞれ当期首残高、<u>当期変動額</u>及び当期末残高を明らかにしているか。</p> <p><u>当期変動額については、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることができる。</u></p>	<p><u>20</u> - 7 (変動事由の記載)</p> <p>資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式に係る項目は、それぞれ当期首残高、当期変動額及び当期末残高を記載し、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしているか。</p> <p>評価・換算差額等、新株予約権に係る項目は、それぞれ当期首残高及び当期末残高<u>並びにその差額について明らかにし、主要な当期変動額を、その変動事由とともに明らかにしているか。</u></p> <p><u>変動事由には、当期純利益(又は当期純損失)を記載しているか。</u></p>
<p>〔注記表〕</p> <p><u>22</u> - 1 (区分)</p> <p>(略)</p>	<p>〔注記表〕</p> <p><u>21</u> - 1 (区分)</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>22 - 2 (注記の方法) (略)</p>	<p>21 - 2 (注記の方法) (略)</p>
<p>〔最低限必要な注記事項〕 22 - 3 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) (略)</p>	<p>〔最低限必要な注記事項〕 21 - 3 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) (略)</p>
<p>22 - 4 (会計方針の変更に関する注記) (略)</p>	<p>21 - 4 (会計方針の変更に関する注記) (略)</p>
<p>22 - 5 (表示方法の変更に関する注記) (略)</p>	<p>21 - 5 (表示方法の変更に関する注記) (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p>21 - 6 (会計上の見積りの変更に関する注記) <u>会計上の見積りの変更に関する注記は、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。</u> 1 <u>会計上の見積りの変更の内容</u> 2 <u>会計上の見積りの変更が計算書類の項目に及ぼす影響</u> 3 <u>会計上の見積りの変更が翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項</u></p>
<p>22 - 6 (誤謬の訂正に関する注記) (略)</p>	<p>21 - 7 (誤謬の訂正に関する注記) (略)</p>
<p>22 - 7 (株主資本等変動計算書に関する注記) (略)</p>	<p>21 - 8 (株主資本等変動計算書に関する注記) (略)</p>
<p>22 - 8 (「中小企業の会計に関する指針」により計算書類を作成した場合の注記) (略)</p>	<p>21 - 9 (「中小企業の会計に関する指針」により計算書類を作成した場合の注記) (略)</p>
<p>22 - 9 (その他の注記) (略)</p>	<p>21 - 10 (その他の注記) (略)</p>

新	旧
<p>〔任意注記事項(会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。))は <u>22-10</u> から <u>22-20</u> までに掲げる項目を表示しないことができる。<u>会計監査人設置会社以外の公開会社は 22-10 及び 22-11 に掲げる項目を表示しないことができ、22-12 から 22-20 までに掲げる項目については表示する必要がある。</u>〕〕</p> <p><u>22 - 10</u> (継続企業の前提に関する注記)</p> <p>会社の事業年度の末日において、会社が、将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を<u>生じさせるような</u>事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)次に掲げる事項を注記しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 2 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 3 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 4 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別 	<p>〔任意注記事項(会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。))は <u>21-11</u> から <u>21-20</u> までに掲げる項目を表示しないことができる。〕〕</p> <p><u>21 - 11</u> (継続企業の前提に関する注記)</p> <p>会社の事業年度の末日において、会社が、将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を<u>抱かせる</u>事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)次に掲げる事項を注記しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 2 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 3 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 4 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別
<p><u>22 - 11 (会計上の見積りの変更に関する注記)</u></p> <p><u>会計上の見積りの変更に関する注記は、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 会計上の見積りの変更の内容</u> <u>2 会計上の見積りの変更が計算書類の項目に及ぼす影響</u> <u>3 会計上の見積りの変更が翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項</u> 	<p>(新 設)</p>
<p><u>22 - 12</u> (貸借対照表に関する注記)</p> <p>(略)</p>	<p><u>21 - 12</u> (貸借対照表に関する注記)</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>22 - 13 (損益計算書に関する注記) (略)</p>	<p>21 - 13 (損益計算書に関する注記) (略)</p>
<p>22 - 14 (税効果会計に関する注記) (略)</p>	<p>21 - 14 (税効果会計に関する注記) (略)</p>
<p>22 - 15 (リースにより使用する固定資産に関する注記) リースにより使用する固定資産に関する注記として、ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合、リース物件に関する事項を注記しているか。 <u>この場合、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項(各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項)を含めることができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事業年度の末日における取得原価相当額 2 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額 3 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 4 そのほか、リース物件に係る重要な事項 	<p>21 - 15 (リースにより使用する固定資産に関する注記) リースにより使用する固定資産に関する注記として、ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合、リース物件に関する次に掲げる事項を注記しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事業年度の末日における取得原価相当額 2 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額 3 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 4 そのほか、リース物件に係る重要な事項
<p>22 - 16 (金融商品に関する注記) (略)</p>	<p>21 - 16 (金融商品に関する注記) (略)</p>
<p>22 - 17 (賃貸等不動産に関する注記) (略)</p>	<p>21 - 17 (賃貸等不動産に関する注記) (略)</p>
<p>22 - 18 (関連当事者との取引に関する注記) 1 会社と関連当事者との間に重要な取引 (当該株式会社と第三者との間の取引で当該株式会社と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。) がある場合、次に掲げる事項を注記しているか。 ただし、会計監査人設置会社以外の会社にあつては、(4)から(6)ま</p>	<p>21 - 18 (関連当事者との取引に関する注記) 1 会社と関連当事者との間に重要な取引 (当該株式会社と第三者との間の取引で当該株式会社と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。) がある場合、次に掲げる事項を注記しているか。 ただし、会計監査人設置会社以外の会社にあつては、(4)から(6)ま</p>

新	旧
<p>で及び(8)に掲げる事項を省略することができる。</p> <p>(1) 当該関連当事者が会社等であるとき その名称 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める会社が有する議決権の数の割合 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が個人であるとき その氏名 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(3) 当該株式会社と当該関連当事者との関係</p> <p>(4) 取引の内容</p> <p>(5) 取引の種類別の取引金額</p> <p>(6) 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>(7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高</p> <p>(8) 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、1に規定する注記を要しない。</p> <p>(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>(2) 取締役、会計参与及び監査役（以下「役員」という。）に対する報酬等の給付</p> <p>(3) 取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価</p>	<p>で及び(8)に掲げる事項を省略することができる。</p> <p>(1) 当該関連当事者が会社等であるとき その名称 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める会社が有する議決権の数の割合 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が個人であるとき その氏名 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(3) 当該株式会社と当該関連当事者との関係</p> <p>(4) 取引の内容</p> <p>(5) 取引の種類別の取引金額</p> <p>(6) 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>(7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な別の事業年度の末日における残高</p> <p>(8) 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、1に規定する注記を要しない。</p> <p>(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>(2) 取締役、会計参与及び監査役（以下「役員」という。）に対する報酬等の給付</p> <p>(3) 取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価</p>

新	旧
<p>格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引</p> <p>3 関連当事者との取引に関する注記は、1に掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しているか。</p> <p>4 「関連当事者」は、次に掲げるいずれかの者に該当するか。</p> <p>(1) 当該株式会社の親会社</p> <p>(2) 当該株式会社の子会社</p> <p>(3) 当該株式会社の親会社の子会社（当該親会社が会社でない場合にあつては、当該親会社の子会社に相当するものを含む。）</p> <p>(4) 当該株式会社のその他の関係会社（当該株式会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社）並びに当該その他の関係会社の親会社（当該その他の関係会社が株式会社でない場合にあつては、親会社に相当するもの）及び子会社（当該その他の関係会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）</p> <p>(5) 当該株式会社の関連会社及び当該関連会社の子会社（当該関連会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）</p> <p>(6) 当該株式会社の主要株主（自己又は他人の名義をもって会社の総株主の議決権の総数の100分の10以上の議決権(から に掲げる株式に係る議決権を除く。)を保有している株主)及びその近親者（2親等内の親族）</p> <p>信託業を営む者が信託財産として所有する株式 有価証券関連業(金融商品取引法第28条第8項)を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式 金融商品取引法第156条の24第1項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式</p> <p>(7) 当該株式会社の役員及びその近親者</p>	<p>格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引</p> <p>3 関連当事者との取引に関する注記は、1に掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しているか。</p> <p>4 「関連当事者」は、次に掲げるいずれかの者に該当するか。</p> <p>(1) 当該株式会社の親会社</p> <p>(2) 当該株式会社の子会社</p> <p>(3) 当該株式会社の親会社の子会社（当該親会社が会社でない場合にあつては、当該親会社の子会社に相当するものを含む。）</p> <p>(4) 当該株式会社のその他の関係会社（当該株式会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社）並びに当該その他の関係会社の親会社（当該その他の関係会社が株式会社でない場合にあつては、親会社に相当するもの）及び子会社（当該その他の関係会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）</p> <p>(5) 当該株式会社の関連会社及び当該関連会社の子会社（当該関連会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）</p> <p>(6) 当該株式会社の主要株主（自己又は他人の名義をもって会社の総株主の議決権の総数の100分の10以上の議決権(から に掲げる株式に係る議決権を除く。)を保有している株主)及びその近親者（2親等内の親族）</p> <p>信託業を営む者が信託財産として所有する株式 有価証券関連業(金融商品取引法第28条第8項)を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式 金融商品取引法第156条の24第1項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式</p> <p>(7) 当該株式会社の役員及びその近親者</p>

新	旧
<p>(8) 当該株式会社の親会社の役員又はこれらに準ずる者及びその近親者</p> <p>(9) (6)から(8)に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社(当該会社等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの)</p> <p>(10) 従業員のための企業年金(当該株式会社と重要な取引(掛金の拠出を除く。)を行う場合に限る。)</p>	<p>(8) 当該株式会社の親会社の役員又はこれらに準ずる者及びその近親者</p> <p>(9) (6)から(8)に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社(当該会社等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの)</p> <p>(10) 従業員のための企業年金(当該株式会社と重要な取引(掛金の拠出を除く。)を行う場合に限る。)</p>
<p>22 - 19 (一株当たり情報に関する注記) (略)</p>	<p>21 - 19 (一株当たり情報に関する注記) (略)</p>
<p>22 - 20 (重要な後発事象に関する注記) (略)</p>	<p>21 - 20 (重要な後発事象に関する注記) (略)</p>

以 上